

株 主 各 位

静岡県浜松市中区寺島町200番地

株式会社 河合楽器製作所

代表取締役
社 長 河 合 弘 隆

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株式総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市中区寺島町200番地 当社本社10号館
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第80期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
 - 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）導入の件

4. その他株主総会招集に関する事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前（平成19年6月25日（月曜日））までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

以 上

~~~~~  
(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ) 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kawai.co.jp>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

( 平成18年4月 1日から  
平成19年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資が堅調に推移し、個人消費も回復の兆しを見せております。一方、海外の景況は、米国では原油価格の高騰により個人消費が低調に推移しておりますが、中国その他アジア諸国では景気拡大が続き、欧州では回復しております。楽器業界においては、これまで続いてきた国内市場の縮小傾向が横ばいに転ずる動きが感じられ、海外では中国市場が拡大するとともに、欧州市場も堅調に推移しております。

このような経営環境のもと、当社グループは、財務体質を強化し、株主の皆様への長期安定的な利益還元に向け、「新中期経営計画」（平成16年4月～平成19年3月）の遂行に取り組みました。

同計画の最終年度に当たる当連結会計年度は、楽器事業においては高収益志向販売および海外生産比率の拡大による原価低減、教育関連事業においては収益性拡大への構造改革、素材加工事業においては受注増加及び原価対策に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 68,234百万円、前年度比 1,458百万円（2.2%）の増加となりました。このうち国内売上高は 49,811百万円、前年度比 222百万円（0.4%）の増加となり、海外売上高も 18,423百万円、前年度比 1,236百万円（7.2%）の増加となり、12期ぶりに前年度の売上高を上回りました。

損益面につきましては、売上高の増加および原価の改善により、営業利益は 2,857百万円（前年度比 395百万円増）、経常利益は 2,843百万円（前年度比 209百万円増）となり、ともに過去最高益となりました。また財務体質強化のため遊休固定資産の売却を積極的にすすめました結果、特別利益は 1,289百万円となり、特別損失は 210百万円となりました。

当期純利益は、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額が増加したため、3,149百万円（前年度比 144百万円減）となりました。

また、総資産は 41,578百万円（前年度比 1,425百万円増）、有利子負債は優先株式の取得・売却のための資金調達があり 8,051百万円（前年度比 249百万円増）となりました。

「新中期経営計画」の最終年度の計画値に対しましては、売上高は 2,566百万円、営業利益は 243百万円下回りましたが、経常利益は 443百万円、当期純利益は 1,299百万円上回り目標利益を達成し、有利子負債は計画値よりさらに8,149百万円圧縮いたしました。

事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりであります。

### ＜楽器事業＞

当セグメントのうち、国内販売におきましては、旗艦店舗であるカワイ表参道（東京・旧青山ショップ）をリニューアルオープンし、音楽を愛するお客様に対して究極のプレゼンテーションを実現可能とする店舗作りをすすめました。製品別では、ピアノはカーボンファイバー入り樹脂を使用した新アクションを搭載した新型アップライトピアノ「新Kシリーズ」の発売による販売単価のアップを図り、電子ピアノは家電量販店への販売ルートを拡大してまいりましたが、電子オルガンや教育用楽器の販売は学校向け商品を中心に減少しました。

海外販売におきましては、ピアノは中国市場での販売が順調に増加するとともに海外生産化によるコスト競争力を高めた製品の販売が欧米市場で増加しました。電子ピアノは欧州市場で堅調に推移し、電子オルガンの販売は減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は 32,176百万円（前年度比 262百万円 0.8%増）となりました。一方、損益面につきましては、国内工場統合および海外への生産移転に伴う一時的な費用の増加等により営業利益は 1,072百万円（前年度比 69百万円の減益）となりました。

### ＜教育関連事業＞

音楽教室は教室の新設がほぼ計画どおりできましたものの、教室統廃合による生徒数の減少をカバーできませんでした。一方、体育教室は幼児向け教室、成人向けの健康増進事業ともに拡大しました。当セグメントの売上高は 19,672百万円（前年度比 3百万円 0.0%増）となり、損益面につきましても、不採算教場の統廃合による家賃等の教室関連経費の削減など構造改革に努めました結果、営業利益は 818百万円（前年度比 12百万円増益）となりました。

### ＜素材加工事業＞

電子電気部品用金属材料加工の金属事業は製品アイテムが増加し、自動車部品用材料加工を主要業務とする塗装事業は対象車種が増加しました。当セグメントの売上高は 12,888百万円（前年度比 2,052百万円 18.9%増）となり、損益面につきましても、売上高の増加に加え、塗装事業における原価改善が進み、営業利益は 1,111百万円（前年度比 529百万円増益）となりました。

### ＜情報関連事業＞

O A 機器販売における大型受注の減少と販売単価の低下により、売上高は 3,119百万円（前年度比 173百万円 5.3%減）となり、営業損失は 83百万円

(前年度比 39百万円の悪化) となりました。

### ＜その他の事業＞

不採算事業であった環境清掃関係事業の営業譲渡や金融子会社におけるリース取扱量の減少等により、売上高は 377百万円（前年度比 686百万円 64.5%減）となり、営業損失は 25百万円（前年度比 22百万円の改善）となりました。

### 事業セグメント別売上高

| 区 分     | 第80期<br>(当連結会計年度)<br>(18.4～19.3) |         | 第79期<br>(17.4～18.3) |         | 前期比<br>増減額<br>(△は減)<br>(百万円) | 前期比<br>増減率<br>(△は減)<br>(%) |
|---------|----------------------------------|---------|---------------------|---------|------------------------------|----------------------------|
|         | 売上高 (百万円)                        | 構成比 (%) | 売上高 (百万円)           | 構成比 (%) |                              |                            |
| 楽 器 事 業 | 32,176                           | 47.2    | 31,914              | 47.8    | 262                          | 0.8                        |
| 教育関連事業  | 19,672                           | 28.8    | 19,669              | 29.5    | 3                            | 0.0                        |
| 素材加工事業  | 12,888                           | 18.9    | 10,836              | 16.2    | 2,052                        | 18.9                       |
| 情報関連事業  | 3,119                            | 4.6     | 3,292               | 4.9     | △ 173                        | △ 5.3                      |
| その他の事業  | 377                              | 0.5     | 1,063               | 1.6     | △ 686                        | △ 64.5                     |
| 合 計     | 68,234                           | 100.0   | 66,776              | 100.0   | 1,458                        | 2.2                        |

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は 2,860百万円であります。その内訳は、生産関係設備に対する投資が 1,495百万円、教室・営業拠点等の賃借物件に係わる敷金等を含めた営業関係設備に対する投資が 1,364百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

上記の設備投資に必要な資金および優先株式の取得費用については、自己資金および金融機関よりの借入ならびに私募債の発行によりまかなっております。

### (4) 対処すべき課題

楽器業界におきましては、ピアノの国内市場は長期にわたる縮小傾向に減速の兆しがみられます。一方、海外においては主要市場である米国市場は横ばい、欧州市場は堅調に推移することが予測され、中国市場は引き続き成長が見込まれますものの、同国特有の事業環境により慎重な対応を余儀なくされております。

このような状況下、当社グループは平成19年4月から平成22年3月までの3年間を期間とする「第2次中期経営計画」を策定し、経営構造の革新、持続可能な成長、恒常的な利益確保を基本方針に掲げ、当社の強みを最大限に活かし、限られた経営資源を成長市場、成長分野に効果的に投入することによ

り着実な成長を図ってまいります。

具体的には経営戦略として、各事業セグメントの自立的経営に向けた完結型組織体制の構築を図るとともに、基幹情報システムの統合によるスピード経営の実現、新人事制度導入による人材の育成、社内の活性化を目指してまいります。また、コンプライアンス、内部統制、環境への配慮、社会貢献といった施策に取り組み、CSR経営を推進してまいります。

事業戦略としましては、楽器事業においては、生産面では「新中期経営計画」において実施しました設備投資効果の極大化を目指し国内工場および海外工場のコストダウンを進め、グローバルな生産体制の拡大を図ってまいります。また、販売面においては国内の準旗艦店舗のリニューアル、二極化する顧客需要への対応等の顧客ニーズを的確にとらえた戦略を構築するとともに、海外市場における商品ラインアップの充実、販売体制の強化、拡大を図ってまいります。

また、教育関連事業においては、生徒数の増加を目指し、顧客ニーズに合わせた教室展開を進めるとともに、素材加工事業においては、金属および塗装事業における増大する需要に対応するため、生産能力の増強、品質の安定化に向けた積極投資を行ってまいります。

これらの施策を着実に実施することにより安定的な利益を確保し、着実な成長を図ってまいる所存であります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況

| 区分            | 期別 | 第77期<br>(15.4～16.3) | 第78期<br>(16.4～17.3) | 第79期<br>(17.4～18.3) | 第80期<br>(当連結会計年度)<br>(18.4～19.3) |
|---------------|----|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高(百万円)      |    | 69,283              | 68,376              | 66,776              | 68,234                           |
| 経常利益(百万円)     |    | 714                 | 1,607               | 2,634               | 2,843                            |
| 当期純利益(百万円)    |    | △ 7,077             | 1,223               | 3,293               | 3,149                            |
| 1株当たり当期純利益(円) |    | △ 98.33             | 17.01               | 44.68               | 36.81                            |
| 総資産(百万円)      |    | 46,582              | 41,459              | 40,153              | 41,578                           |
| 純資産(百万円)      |    | 2,170               | 5,275               | 11,302              | 13,443                           |

- (注) 1. 当社は第78期から連結計算書類を作成しております。従いまして、第77期の数値につきましては、監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
2. △は損失を示しております。
3. 1株当たり当期純利益は自己株式を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、第79期および第80期における第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による株式数の増加については権利が行使された月末より株式数が増加したものとして算出しております。

4.第77期の多額の当期純損失は、「新中期経営計画」実施に先立つ工場再編や音楽教室再配置費用の引当金等の事業構造改革費用の計上、繰延税金資産の取り崩し等によるものです。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金          | 当社の出資比率 | 主な事業内容                 |
|-----------------|--------------|---------|------------------------|
| カワイアメリカコーポレーション | 25,000 千US\$ | 100.0%  | 米国における楽器の卸販売           |
| カワイヨーロッパ GmbH   | 7,358 千Eur   | 100.0   | ヨーロッパにおける楽器の販売総代理店     |
| P T. カワイインドネシア  | 6,800 千US\$  | 100.0   | ピアノ製造                  |
| カワイ精密金属株式会社     | 200,000 千円   | 100.0   | 精密異形圧延技術による各種金属の加工及び販売 |

## (7) 主要な事業内容

| 事業部門   | 主な事業内容                                      |
|--------|---------------------------------------------|
| 楽器事業   | 楽器（ピアノ、電子楽器等）の製造仕入・販売、楽器の調律・修理              |
| 教育関連事業 | 音楽教室および体育教室の運営、楽譜および音楽用教育ソフトの制作・販売          |
| 素材加工事業 | 電子電気部品用金属材料の加工、自動車部品用材料の加工、防音室および音響部材の製造・販売 |
| 情報関連事業 | O A機器の販売・修理、コンピュータソフトウェアの開発・販売              |

## (8) 主要な営業所および工場

### ①当社の主要な営業所および工場

|      |               |
|------|---------------|
| 本社   | 浜松市中区         |
| 関東支社 | 東京都渋谷区        |
| 中部支社 | 名古屋市中区        |
| 関西支社 | 大阪市中央区        |
| 竜洋工場 | 静岡県磐田市（ピアノ組立） |

### ②主要な子会社の事業所

<販売会社>

|                 |      |
|-----------------|------|
| カワイアメリカコーポレーション | アメリカ |
| カワイヨーロッパ GmbH   | ドイツ  |

<生産会社>

|                         |                |
|-------------------------|----------------|
| P T . カ ワ イ イ ン ド ネ シ ア | インドネシア         |
| ミディミュージックセンターInc.       | アメリカ (電子オルガン)  |
| 河合楽器 (寧波) 有限公司          | 中国 (ピアノ部品)     |
| カワイ精密金属株式会社             | 浜松市北区および長野県松本市 |

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 2,916名 | 27名増        |

②当社の従業員数

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,955名 | 84名減      | 46.3歳 | 24.1年  |

(注) 上記の他に outwarder 255名(前期末比 26名減)及び臨時従業員 363名(前期末比 3名増)があります。

(10) 主要な借入先

| 借入先名          | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社静岡銀行      | 1,570百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,505    |
| 中央三井信託銀行株式会社  | 1,230    |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数 288,000,000株  
 (普通株式 282,000,000株)  
 (優先株式 6,000,000株)

②発行済株式の総数 普通株式 85,551,385株 (自己株式 59,223株を除く)

(注) 1.平成17年12月5日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により、発行済株式の総数(普通株式)が前期末に比べ5,434,782株増加しております。

2.平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会の決議に基づき、第1種優先株式4,000,000株の全株式を取得し、消却いたしました。

③株主数 10,551名

#### ④大株主

| 株 主 名                                        | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|----------------------------------------------|-----------------|---------|
|                                              | 持 株 数           | 出 資 比 率 |
| 株 式 会 社 河 合 社 団                              | 4,778千株         | 5.5%    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                      | 2,895           | 3.3     |
| 東京海上日動火災保険株式会社                               | 2,750           | 3.2     |
| 日本証券金融株式会社                                   | 2,715           | 3.1     |
| 明治安田生命保険相互会社                                 | 2,700           | 3.1     |
| 共栄火災海上保険株式会社                                 | 2,250           | 2.6     |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行                              | 2,040           | 2.3     |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム<br>クライアント アカ운ツ イーアイエスジー | 1,922           | 2.2     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                          | 1,873           | 2.1     |
| 河 合 楽 器 取 引 先 持 株 会                          | 1,798           | 2.1     |

(注) 出資比率については自己株式(59,223株)を控除して計算しております。

#### (2) 新株予約権等の状況

##### ①当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

##### ②当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) 会社役員の状況

##### ①取締役および監査役

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び他の法人等の代表状況等                              |
|-----------|-----------|----------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 河 合 弘 隆   | 財団法人サウンド技術振興財団 理事長                           |
| 取 締 役     | 笠 原 裕     | 副社長執行役員・経営企画部長                               |
| 取 締 役     | 石 田 敏 雄   | 専務執行役員・総務人事部長                                |
| 取 締 役     | 嶋 岡 伸 治   | 常務執行役員・情報システム部長                              |
| 取 締 役     | 河 崎 哲 男   | 常務執行役員・生産統括部長                                |
|           |           | カワイ精密金属株式会社 代表取締役社長<br>P.T. カワイインドネシア代表取締役社長 |
| 取 締 役     | 安 部 敏 弘   | 上席執行役員・事業企画部長                                |
| 取 締 役     | 中 山 誠 一 郎 | 上席執行役員・国内営業統括部長                              |
| 取 締 役     | 小 倉 克 夫   | 上席執行役員・海外統括部長                                |
|           |           | カワイアメリカコーポレーション 代表取締役社長                      |
|           |           | カワイヨーロッパGmbH 代表取締役社長                         |
|           |           | 河合貿易(上海)有限公司 董事長                             |
| 監 査 役(常勤) | 志 賀 勝     |                                              |
| 監 査 役(常勤) | 立 花 正 尚   |                                              |
| 監 査 役     | 田 畑 知 久   | 田畑知久法律事務所                                    |
| 監 査 役     | 都 築 知 也   | 都築知也税理士事務所                                   |

- (注) 1. 監査役田畑知久氏および都築知也氏は社外監査役であります。  
 2. 監査役都築知也氏は税理士の資格を有し、各地の税務署長を歴任され、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 3. 上記のほか、取締役および監査役の重要な兼職状況は次のとおりであります。

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 河 合 弘 隆 | カワイ精密金属株式会社 取締役<br>株式会社河合社団 監査役 |
| 石 田 敏 雄 | P.T. カワイインドネシア コミサリス (監査役)      |
| 志 賀 勝   | カワイ精密金属株式会社 監査役                 |

## ②取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 支 給 額     | 摘 要                   |
|-------|---------|-----------|-----------------------|
| 取 締 役 | 8名      | 165,481千円 | (うち社外取締役 0名)          |
| 監 査 役 | 4名      | 32,777千円  | (うち社外監査役 2名 10,000千円) |
| 合 計   | 12名     | 198,258千円 |                       |

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 平成元年6月29日開催の第62期定時株主総会において、取締役の報酬額は、月額2,000万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）、監査役については月額400万円以内と決議いただいております。  
 3. 支給額には、平成19年6月28日開催予定の第80期定時株主総会において付議いたします退任予定の役員に対する役員退職慰労金および制度廃止に伴う打ち切り支給の役員退職慰労金が以下のとおり含まれております。  
     取締役       8名   87,700千円  
     監査役       4名   7,600千円 (うち社外監査役 2名 2,800千円)  
 4. 上記のほか、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。  
     退任取締役 2名 27,500千円

## ③社外役員に関する事項

- イ. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況  
     該当事項はありません。  
 ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況  
     該当事項はありません。  
 ハ. 特定関係事業者との関係  
     該当事項はありません。  
 ニ. 当事業年度における主な活動状況

### (a) 取締役会および監査役会への出席状況

|          | 取締役会 (17回開催) |       | 監査役会 (18回開催) |        |
|----------|--------------|-------|--------------|--------|
|          | 出席回数         | 出席率   | 出席回数         | 出席率    |
| 監査役 田畑知久 | 15回          | 88.2% | 17回          | 94.4%  |
| 監査役 都築知也 | 15回          | 88.2% | 18回          | 100.0% |

(b) 取締役会における発言状況

監査役 田畑知久氏は主に弁護士としての見地から、監査役 都築知也氏は主に税理士として財務・会計等の見地から、それぞれ適宜意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 明治監査法人

②報酬等の額

|                                          | 支 払 額    |
|------------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                   | 26,000千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 26,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人が行った非監査業務

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

該当事項はありません。

⑤責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

⑥当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、カワイアメリカコーポレーション、カワイヨーロッパGmbH、P.T. カワイインドネシアは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会社の体制および方針

①業務の適正を確保するための体制

イ. 取締役ならびに使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、当社グループの全役員および従業員等を対象に、当社グループの担っている社会的責任を自覚し、日常の業務遂行において、法令等の遵守のみならず、社会的規範に則った行動を目指し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、遵守すべき事項を

定めた「カワイ倫理規範」、「倫理行動規準」を制定、施行しております。この規範等の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」および関連規程類を整備するとともに、社外の有識者を加えた「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な事項の審議および社内への教育・啓蒙を行っております。

- (b) 当社グループ全体のコンプライアンスに関わる相談・通報システムとして、社内通報制度を構築し、その展開に努めております。
- (c) 内部監査部門では、当社グループ全体のコンプライアンス面での社内周知の徹底状況等の監査を行っております。
- (d) 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示により経営の透明性を高めるよう努めております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」および関連規程類を整備し、これらに従い、取締役会議事録、稟議書類、その他職務の執行に係る重要書類を保存、管理する体制の整備をすすめております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社グループ全体としての総合的、包括的リスクの評価、管理を行うため、リスク管理に関する規程の整備を進めるとともに、当社取締役を責任者とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、その傘下に部門横断的分野別の防災、安全衛生、海外安全対策、企業倫理、地球環境、情報セキュリティ等の各委員会を設置しております。
- (b) 「リスクマネジメント委員会」においては、関連する規程類の整備および運用状況の確認、要員へのリスクを想定した訓練、研修カリキュラム等を企画実行するとともに、全社リスク管理状況を定期的に取り締役に報告するものとしております。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、当社取締役を責任者とする「緊急対策本部」をただちに設置し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整備することとしております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (a) 当社では、執行役員制度を採用することにより、取締役を少人数に留め、取締役会における意思決定を迅速化させるとともに、「執行役員規程」等に基づき、執行役員に業務執行権限を委譲し、執行責任を明確にする体制をとっております。
- (b) 当社は、変化の激しい経営環境に対応させるため、取締役会を定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、法令・定款で定められた事項、その他当社グループ全体の経営戦略、中長期の経営方針等重要

事項の決定および経営計画の遂行状況、各取締役の業務執行状況の監督を行なっております。

- (c) 取締役会における審議内容の充実と効率化を図るため、経営テーマに応じて経営会議を設置し、集中的に審議する体制を整えております。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」の整備を進めるとともに、各子会社および関係会社に対しては、当社としての担当役員及び管掌部門を置き、子会社および関係会社における経営状況等の総括的管理を行なう体制の整備をすすめております。
- (b) 内部監査部門は、当社規程に準じて、各子会社および関係会社における業務執行状況、当社との取引状況等を評価、監査しております。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたします。

なお、本年5月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことについては求めておりません。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動等の人事については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとしております。

チ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとしております。
  - (b) 監査役は、必要に応じ、経営会議等重要な会議に出席し、取締役および従業員から報告を受け、また議事録、稟議書等重要な文書の閲覧を行なうことができるものとしております。
- リ. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- (a) 当社は、監査役に対し、当社取締役及び当社会計監査人とそれぞれ必要に応じ、十分な意見交換を行う機会を設けることにより、監査役監査の実効性を高めることとしております。
  - (b) 内部監査部門は、監査役と十分な連携を保ち、当社監査体制と内部統制システム体制との調整を図り、監査役監査の実効性を高めることに努めております。

## ②剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、平成18年6月29日開催の第79期定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第40条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、剰余金の配当方針としましては、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、期末配当金につきましては1株につき5円とさせていただきます。平成19年6月28日開催予定の第80期定時株主総会において付議させていただきます。

## ③会社の支配に関する基本方針

### イ. 基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様ごの自由な判断にもとづいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様ごに当社株主となっただき、また、その様々ご意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今わが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図して株式を大量に買付けようとする試みが増加しつつあり、このような買付けの中には、当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様ごに十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様ごからの様々ご意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させるためには望ましくないものと考えております。

また、当社事業の主軸は音楽・教育分野にあり、これら事業は単にハードやソフトを提供することにとどまるものではなく、文化に深く関わる事業であると考えております。このような事業の運営において

は、経済的側面のみならず文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。かかる観点から、方針決定を支配する者においては、このような経営姿勢についても、十分にご理解をいただけることが望ましいと考えております。

ロ. 基本方針に関する取組み

- (a) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを鋭意実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させることとなり、さらなる多様な投資家の皆様からの当社への投資を促進させ、結果として、上記イ. の基本方針の実現に資するものであると考えております。

- (i) 当社は、平成22年3月までの2ヵ年を対象期間とする「第2次中期経営計画」を、本年4月1日よりスタートさせております。「第2次中期経営計画」では、以下のとおり、当社の経営資源を各事業における成長市場、成長分野に集中的に投入してまいります。

楽器事業においては、生産面で、本年3月に終了した「新中期経営計画」において実施した設備投資効果の極大化を目指し、国内工場および海外工場のコストダウンを進め、グローバルな生産体制の拡大を図ってまいります。また、販売面では国内営業設備のリニューアル、二極化する顧客需要への対応等、顧客ニーズを的確にとらえた戦略を構築するとともに海外市場への拡大を進めてまいります。

音楽教室・体育教室等の教育関連事業においては、生徒数の増加を目指すとともに、顧客ニーズに合せた教室展開を進めてまいります。

金属事業・塗装事業等の素材加工事業においては、増大する需要に対応するために、生産能力の増強、品質の安定化に向けた積極投資を行ってまいります。

- (ii) 当社は適切な組織体制の構築のために、以下の取組みを行ってまいります。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用して業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年として、ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

また当社は、独立性の高い社外監査役を選任し、取締役の業務執行の監査に当たらせております。

- (iii) 上記のほかにも、機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努める所存です。

- (b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、平成19年5月9日開催の当社取締役会において、同年6月28日開催予定の第80期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生の条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議しております。

株主の皆様にお諮りする本プランの詳細は、本定時株主総会の招集ご通知の株主総会参考書類における第6号議案に記載いたしましたとおりです。

- ハ. 当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

- (a) ロ.(a) の取組みについて

「第2次中期経営計画」に基づく当社の取組みは、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現するための施策として当社経営陣に課せられた目標であると考えておりますので、株主共同の利益を害するものではなく、また、会社役員の地位を維持することを目的とするものでもありません。

執行役員制度、取締役の1年任期制、社外監査役による取締役の業務執行監査については、いずれも適正な業務執行を担保するために導入したものであり、株主共同の利益を害することにはなりませんし、また役員の地位を維持するためのものでもありません。

機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進についても、株主共同の利益を害するものではなく、投資家の皆様の判断に資することを目的として行っているものですので、会社役員の地位を維持するものでもないと考えております。

- (b) ロ.(b) の取組みについて

本プランは、本定時株主総会にお諮りし、株主の皆様承認を条件として効力を発生させるものですが、お諮りする本プランの内容については、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利

益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

- (i) 本定時株主総会にお諮りする本プランの内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供、および大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様への適切な判断を可能とするものです。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- (ii) 本プランにおいて、対抗措置が発動される場合としては、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。このように、対抗措置の発動は当社の企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。
- (iii) 本プランにおいては、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容といたしましたので、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として導入されるものであります。また、本プランの導入後3年毎に、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程し、株主の皆様に対して本プランの継続の是非をお諮りしてまいります。さらに、取締役の任期を1年としていることを前提として、平成20年以降、毎年、定時株主総会における取締役の選任議案に各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会后、最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することとしております。

このように、本プランの導入および継続については、株主の皆様のご意思

が直接反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位の維持につながることを努めているものです。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

| 資 産 の 部        |            | 負債の部及び純資産の部    |            |
|----------------|------------|----------------|------------|
| 科 目            | 金額(千円)     | 科 目            | 金額(千円)     |
| <b>資 産 の 部</b> |            | <b>負 債 の 部</b> |            |
| 流動資産           | 20,250,646 | 流動負債           | 16,079,042 |
| 現金及び預金         | 5,149,835  | 支払手形及び買掛金      | 5,323,055  |
| 受取手形及び売掛金      | 7,306,382  | 短期借入金          | 3,331,072  |
| 有価証券           | 40,000     | 未払法人税等         | 347,870    |
| たな卸資産          | 7,499,662  | 未払事業所税         | 46,274     |
| 繰延税金資産         | 38,752     | 賞与引当金          | 1,127,485  |
| その他            | 1,250,149  | 製品保証引当金        | 89,863     |
| 貸倒引当金          | △1,034,135 | その他            | 5,813,421  |
| 固定資産           | 21,327,372 | 固定負債           | 12,055,341 |
| 有形固定資産         | 14,669,592 | 社 債            | 900,000    |
| 建物及び構築物        | 5,238,823  | 長期借入金          | 3,820,154  |
| 機械装置及び運搬具      | 1,941,783  | 繰延税金負債         | 896        |
| 土地             | 6,444,184  | 退職給付引当金        | 6,481,303  |
| 建設仮勘定          | 204,911    | 役員退職慰労引当金      | 95,300     |
| その他            | 839,890    | その他            | 757,687    |
| 無形固定資産         | 770,441    | 負債合計           | 28,134,383 |
| ソフトウェア         | 106,296    | 純資産の部          |            |
| その他            | 664,145    | 株主資本           | 13,214,622 |
| 投資その他の資産       | 5,887,337  | 資 本 金          | 6,609,762  |
| 投資有価証券         | 1,611,862  | 資本剰余金          | 744,565    |
| 長期貸付金          | 6,399      | 利益剰余金          | 5,869,819  |
| 繰延税金資産         | 2,044,322  | 自己株式           | △ 9,524    |
| その他            | 2,467,182  | 評価・換算差額等       | 229,012    |
| 貸倒引当金          | △ 242,429  | その他有価証券評価差額金   | 345,883    |
|                |            | 為替換算調整勘定       | △ 116,870  |
| 資産合計           | 41,578,018 | 純資産合計          | 13,443,634 |
|                |            | 負債及び純資産合計      | 41,578,018 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額       |            |
|---------------------|-----------|------------|
| 売 上 高               |           | 68,234,884 |
| 売 上 原 価             |           | 49,943,551 |
| 延払販売未実現利益戻入額        |           | 491        |
| 売 上 総 利 益           |           | 18,291,823 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |           | 15,434,287 |
| 営 業 利 益             |           | 2,857,536  |
| 営 業 外 収 益           |           |            |
| 受取利息及び配当金           | 32,773    |            |
| その他の                | 532,101   | 564,874    |
| 営 業 外 費 用           |           |            |
| 支払利息                | 260,677   |            |
| その他の                | 318,243   | 578,921    |
| 経 常 利 益             |           | 2,843,489  |
| 特 別 利 益             |           |            |
| 土地売却益               | 1,192,268 |            |
| 固定資産売却益             | 303       |            |
| 投資有価証券売却益           | 70        |            |
| 貸倒引当金戻入益            | 55,367    |            |
| 立退補償金収入             | 33,986    |            |
| その他の                | 7,537     | 1,289,534  |
| 特 別 損 失             |           |            |
| 固定資産除却損             | 162,021   |            |
| 特別退職金               | 43,548    |            |
| 施設利用権償却             | 4,490     | 210,060    |
| 税金等調整前当期純利益         |           | 3,922,963  |
| 法人税、住民税及び事業税        |           | 379,149    |
| 法人税等調整額             |           | 394,354    |
| 当 期 純 利 益           |           | 3,149,459  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

(単位：千円)

|                           | 株主資本      |            |           |            |            |
|---------------------------|-----------|------------|-----------|------------|------------|
|                           | 資本金       | 資本剰余金      | 利益剰余金     | 自己株式       | 株主資本合計     |
| 平成18年3月31日残高              | 5,854,327 | 1,714,033  | 3,706,326 | △7,890     | 11,266,797 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |            |           |            |            |
| 新株予約権付社債の転換               | 755,434   | 744,565    |           |            | 1,500,000  |
| 当期純利益                     |           |            | 3,149,459 |            | 3,149,459  |
| 自己株式の取得                   |           |            |           | △2,701,634 | △2,701,634 |
| 自己株式の消却                   |           | △1,714,033 | △985,966  | 2,700,000  | —          |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額 |           |            |           |            | —          |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 755,434   | △969,468   | 2,163,493 | △1,634     | 1,947,824  |
| 平成19年3月31日残高              | 6,609,762 | 744,565    | 5,869,819 | △9,524     | 13,214,622 |

|                           | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計      |
|---------------------------|------------------|--------------|----------------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整<br>勘定 | 評価・換算差<br>額等合計 |            |
| 平成18年3月31日残高              | 341,730          | △306,216     | 35,514         | 11,302,311 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |              |                |            |
| 新株予約権付社債の転換               |                  |              | —              | 1,500,000  |
| 当期純利益                     |                  |              | —              | 3,149,459  |
| 自己株式の取得                   |                  |              | —              | △2,701,634 |
| 自己株式の消却                   |                  |              | —              | —          |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額 | 4,152            | 189,345      | 193,498        | 193,498    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 4,152            | 189,345      | 193,498        | 2,141,323  |
| 平成19年3月31日残高              | 345,883          | △116,870     | 229,012        | 13,443,634 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

|             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社等の数    | 17社                                                                                                                                                                                                                                              |
| 主要な連結子会社の名称 | カワイアメリカコーポレーション<br>カワイ精密金属株式会社<br>株式会社カワイビジネスソフトウエア<br>株式会社カワイハイパーウッド<br>新規…なし<br>除外…株式会社カワイ・テクノ・センター<br>カワイパックス株式会社<br>株式会社カワイ・テクノ・センターについては株式会社カワイビジネスソフトウエアへの吸収合併によって連結子会社から除外しております。カワイパックス株式会社については株式会社カワイハイパーウッドへの吸収合併によって連結子会社から除外しております。 |

##### ②非連結子会社の状況

|              |            |
|--------------|------------|
| 非連結子会社等の数    | 5社         |
| 主要な非連結子会社の名称 | カワイUK Ltd. |

非連結子会社等につきましては、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。なお、非連結子会社等につきましては、全て持分法を適用しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

|                |    |
|----------------|----|
| 持分法適用非連結子会社等の数 | 5社 |
|----------------|----|

持分法適用非連結子会社等のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社等については、その子会社等の事業年度にかかる計算書類を使用しております。また、債務超過に陥った連結子会社等の債務超過額については、当該子会社等に対する債権を減額しております。

(3) 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社等のうち、カワイアメリカコーポレーションおよびその連結子会社等、並びにカワイヨーロッパGmbH、カワイオーストラリアPTY. Ltd.、PT.カワイインドネシア、河合貿易（上海）有限公司、河合楽器（寧波）有限公司の在外連結子会社等9社の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券

満期保有目的の債券  
その他有価証券

償却原価法（定額法）

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により

処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

(b) デリバティブ取引

原則として時価法

(c) たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法

但し、在外子会社等は低価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

主として定率法

但し、当社の賃貸設備および在外連結子会社等は定額法

平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却

(主な耐用年数)

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

(b) 無形固定資産

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間に基づく定額法

③重要な繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

## 開 業 費

連結子会社等1社は、営業開始時に一括費用処理しております。

### ④重要な引当金の計上基準

#### 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れに備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞 与 引 当 金

従業員に対する賞与の支給に備えて支給見込額のうち、当期の負担すべき額を計上しております。

#### 退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

なお、カワイアメリカコーポレーションは、従業員退職年金制度であります。

#### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて役員退職慰労金内規に基づき当期末の要支給額を計上しております。

#### 事業構造改革引当金

事業構造改革の実施に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上しております。

### ⑤重要な外貨建の資産および負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、当該会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

### ⑥重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ⑦ヘッジ会計の方法

外貨建債権のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っ

ており、金利スワップ取引については、特例処理によっております。

⑧消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

⑨連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は13,443,634千円であります。

(5) 連結子会社等の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社等の資産および負債の評価につきましては、全面時価評価法によっております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの当期計上分はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,063,341千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 受 取 手 形         | 296,950千円   |
| 有 価 証 券         | 40,000千円    |
| 有 形 固 定 資 産     | 7,316,571千円 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 575,883千円   |

②担保に係る債務

|           |             |
|-----------|-------------|
| 短 期 借 入 金 | 2,123,320千円 |
| 長 期 借 入 金 | 2,793,659千円 |
| 社 債       | 900,000千円   |

(3) 偶発債務

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 保証債務残高          | 400,422千円 |
| カワイアメリカコーポレーション | 399,924千円 |
| その他             | 497千円     |

(4) 期末日満期手形の処理方法

期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しております。当期末日は銀行休業日のため、期末日満期手形が以下の科目に含まれております。

|      |          |
|------|----------|
| 受取手形 | 38,177千円 |
| 支払手形 | 41,598千円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該連結会計年度の末日における発行済株式の数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 85,610,608株 |
|------|-------------|

(2) 当該連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が、当該連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成19年6月28日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

|           |            |
|-----------|------------|
| 配当金の総額    | 427,766千円  |
| 1株当たりの配当額 | 5円         |
| 基準日       | 平成19年3月31日 |
| 効力発生日     | 平成19年6月29日 |

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 157円14銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 36円81銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月22日

株式会社 河合楽器製作所  
取締役会 御 中

### 明 治 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 伊藤 昴 弘 ㊤  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木 康 二 ㊤  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 来田 弘 一 郎 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社河合楽器製作所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第80期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月25日

株式会社 河合楽器製作所 監査役会

常勤監査役 志賀 勝 ㊟

常勤監査役 立花 正尚 ㊟

社外監査役 田畑 知久 ㊟

社外監査役 都築 知也 ㊟

# 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

| 資 産 の 部        |             | 負債の部及び純資産の部    |            |
|----------------|-------------|----------------|------------|
| 科 目            | 金額(千円)      | 科 目            | 金額(千円)     |
| <b>資 産 の 部</b> |             | <b>負 債 の 部</b> |            |
| 流動資産           | 15,609,847  | 流動負債           | 14,716,425 |
| 現金及び預金         | 3,632,841   | 支払手形           | 1,949,252  |
| 受取手形           | 349,436     | 買掛金            | 3,301,028  |
| 売掛金            | 4,867,056   | 短期借入金          | 3,594,820  |
| 商品及び製品         | 1,874,445   | 未払金            | 3,038,934  |
| 原材料及び貯蔵品       | 879,020     | 未払法人税等         | 215,000    |
| 仕掛品            | 928,160     | 未払事業所税         | 38,000     |
| 前渡金            | 36,705      | 未払消費税等         | 145,054    |
| 前払費用           | 349,333     | 未払費用           | 582,437    |
| 短期貸付金          | 583,003     | 前受金            | 183,460    |
| 未収入金           | 2,034,581   | 預り金            | 237,517    |
| その他の金          | 214,263     | 賞与引当金          | 944,086    |
| 貸倒引当金          | △ 139,000   | 延払販売未実現利益      | 2,304      |
| 固定資産           | 21,436,311  | 設備購入支払手形       | 211,477    |
| 有形固定資産         | 10,662,216  | 設備購入未払金        | 224,896    |
| 建物             | 3,165,316   | その他の           | 48,154     |
| 構築物            | 218,845     | 固定負債           | 10,907,931 |
| 機械装置           | 850,140     | 社債             | 900,000    |
| 車両運搬具          | 4,739       | 長期借入金          | 3,298,659  |
| 工具器具備品         | 513,149     | 退職給付引当金        | 5,992,433  |
| 土地             | 5,791,946   | 役員退職慰労引当金      | 95,300     |
| 建設仮勘定          | 118,078     | 預り保証金          | 290,095    |
| 無形固定資産         | 737,405     | 長期未払金          | 317,520    |
| 借地権            | 27,000      | その他の           | 13,923     |
| 電話加入権          | 143,481     | 負債合計           | 25,624,356 |
| ソフトウェア         | 90,074      | 純資産の部          |            |
| その他の           | 476,849     | 株主資本           | 11,113,895 |
| 投資その他の資産       | 10,036,690  | 資本             | 6,609,762  |
| 投資有価証券         | 808,489     | 資本剰余金          | 744,565    |
| 関係会社株          | 5,376,795   | 資本準備金          | 744,565    |
| 関係会社出資金        | 1,176,692   | 利益剰余金          | 3,769,093  |
| 長期貸付金          | 1,401,059   | その他利益剰余金       | 3,769,093  |
| 破産更生債権         | 101,827     | 繰越利益剰余金        | 3,769,093  |
| 長期前払費用         | 58,198      | 自己株式           | △ 9,524    |
| 繰延税金資産         | 1,606,863   | 評価・換金差額等       | 307,906    |
| 敷入金            | 1,688,550   | その他有価証券評価差額金   | 307,906    |
| 差入保証金          | 176,800     | 純資産合計          | 11,421,802 |
| 預託保証金          | 23,880      | 負債及び純資産合計      | 37,046,159 |
| その他の           | 37,287      |                |            |
| 貸倒引当金          | △ 106,000   |                |            |
| 投資損失引当金        | △ 2,313,754 |                |            |
| 資産合計           | 37,046,159  |                |            |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

(単位：千円)

| 科 目                                                                           | 金 額                                                    |                     |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------|
| 売 上 高                                                                         |                                                        | 59,554,701          |
| 売 上 原 価                                                                       |                                                        | 46,309,305          |
| 延払販売未実現利益戻入額                                                                  |                                                        | 491                 |
| 売 上 総 利 益                                                                     |                                                        | 13,245,886          |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                                                           |                                                        | 11,834,762          |
| 営 業 利 益                                                                       |                                                        | 1,411,124           |
| 営 業 外 収 益<br>受取利息及び配当金<br>その他の                                                | 125,940<br>390,188                                     | 516,129             |
| 営 業 外 費 用<br>支払の利息他                                                           | 248,982<br>310,794                                     | 559,776             |
| 経 常 利 益                                                                       |                                                        | 1,367,477           |
| 特 別 利 益<br>土地売却益<br>固定資産売却益<br>投資有価証券売却益<br>投資損失引当金戻入益<br>貸倒引当金戻入益<br>立退補償金収入 | 1,192,268<br>143<br>70<br>610,000<br>184,563<br>33,986 | 2,021,032           |
| 特 別 損 失<br>固定資産除却損<br>投資損失引当金繰入<br>特別退職金                                      | 132,451<br>10,000<br>159,214                           | 301,665             |
| 税 引 前 当 期 純 利 益                                                               |                                                        | 3,086,844           |
| 法人税、住民税及び事業税<br>法人税等調整額                                                       |                                                        | △ 83,569<br>379,430 |
| 当 期 純 利 益                                                                     |                                                        | 2,790,982           |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

自 平成18年4月 1日

至 平成19年3月31日

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |            |              |             |                             |
|-------------------------|-----------|------------|--------------|-------------|-----------------------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金      |              |             | 利益剰余金                       |
|                         |           | 資本準備金      | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |
| 平成18年3月31日残高            | 5,854,327 | 1,714,033  | —            | 1,714,033   | 1,964,076                   |
| 事業年度中の変動額               |           |            |              |             |                             |
| 新株予約権付社債の転換             | 755,434   | 744,565    |              | 744,565     |                             |
| 資本準備金、その他資本<br>剰余金へ振替   |           | △1,714,033 | 1,714,033    | —           |                             |
| 当期純利益                   |           |            |              | —           | 2,790,982                   |
| 自己株式の取得                 |           |            |              | —           |                             |
| 自己株式の消却                 |           |            | △1,714,033   | △1,714,033  | △985,966                    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額 |           |            |              | —           |                             |
| 事業年度中の変動額合計             | 755,434   | △969,468   | —            | △969,468    | 1,805,016                   |
| 平成19年3月31日残高            | 6,609,762 | 744,565    | —            | 744,565     | 3,769,093                   |

|                         | 株主資本       |            | 評価・換算差額等             | 純資産合計      |
|-------------------------|------------|------------|----------------------|------------|
|                         | 自己株式       | 株主資本合計     | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |            |
| 平成18年3月31日残高            | △7,890     | 9,524,547  | 303,707              | 9,828,255  |
| 事業年度中の変動額               |            |            |                      |            |
| 新株予約権付社債の転換             |            | 1,500,000  |                      | 1,500,000  |
| 資本準備金、その他資本<br>剰余金へ振替   |            | —          |                      | —          |
| 当期純利益                   |            | 2,790,982  |                      | 2,790,982  |
| 自己株式の取得                 | △2,701,634 | △2,701,634 |                      | △2,701,634 |
| 自己株式の消却                 | 2,700,000  | —          |                      | —          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額 |            | —          | 4,198                | 4,198      |
| 事業年度中の変動額合計             | △1,634     | 1,589,348  | 4,198                | 1,593,547  |
| 平成19年3月31日残高            | △9,524     | 11,113,895 | 307,906              | 11,421,802 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

|         |                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子会社株式   | 総平均法による原価法                                                                                   |
| その他有価証券 | 時価のあるもの<br>決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)<br>時価のないもの<br>総平均法による原価法 |

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

|         |               |
|---------|---------------|
| 商品・製品   | 総平均法による原価法    |
| 原材料・仕掛品 | 総平均法による原価法    |
| 貯蔵品     | 最終仕入原価法による原価法 |

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

|        |                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 定率法<br>但し、賃貸設備については定額法<br>平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法<br>取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却<br>(主な耐用年数)<br>建物及び構築物 3～50年<br>機械装置 2～15年 |
| 無形固定資産 | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間に基づく定額法                                                                                                      |
| 長期前払費用 | 効果の及ぶ期間により均等償却                                                                                                                                  |

#### (5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計

処理によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

外貨建債権のうち、為替予約を付すものについては振当処理を行っており、金利スワップ取引については、特例処理によっております。

(7) 繰延資産の処理方法

新株発行費  
社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。  
支出時に全額費用として処理しております。

(8) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

財政状態の悪化した子会社の株式について、当該株式の投資価値の低下による損失に備えるため、子会社の経営成績および資産価値を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて支給見込額のうち、当期の負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて役員退職慰労金内規に基づき当期末の要支給額を計上しております。

事業構造改革引当金

事業構造改革の実施に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(9) 収益計上基準

売上の一部については延払販売を行っており、製品出荷時に売上高として計上しております。

このうち延払金の回収期限未到来分に対応する利益相当額を、延払販売未実現利益として繰り延べております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(11) 会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は11,421,802千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する債権債務

|        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 4,641,434千円 |
| 短期金銭債務 | 1,394,659千円 |
| 長期金銭債務 | 2,082,539千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,429,321千円

(3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、音楽教室用備品の一部、電子計算機およびその他の事務用機器の一部についてはリース契約により使用しております。

(4) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した額

|         |          |
|---------|----------|
| 圧縮記帳累計額 | 67,714千円 |
|---------|----------|

(5) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

|             |             |
|-------------|-------------|
| 受 取 手 形     | 296,950千円   |
| 建 物         | 1,583,783千円 |
| 土 地         | 5,001,015千円 |
| 投 資 有 価 証 券 | 305,950千円   |

## ②担保に係る債務

|              |             |
|--------------|-------------|
| 短期借入金        | 1,340,000千円 |
| 長期借入金        | 3,546,979千円 |
| (内1年以内返済予定分) | 753,320千円   |
| 保証債務         | 30,000千円    |
| 社債           | 900,000千円   |

## (6) 偶発債務

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 保証債務残高          | 762,950千円 |
| カワイアメリカコーポレーション | 472,200千円 |
| その他の            | 290,750千円 |
| 経営指導念書等による残高    | 117,493千円 |
| 株式会社カワイアシスト     | 117,493千円 |

## (7) 期末日満期手形の処理方法

期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しております。当期末日は銀行休業日のため、期末日満期手形が以下の科目に含まれております。

|      |          |
|------|----------|
| 受取手形 | 37,475千円 |
| 支払手形 | 41,598千円 |

## 4. 損益計算書注記

関係会社との取引高

|            |              |
|------------|--------------|
| 売上高        | 7,736,668千円  |
| 仕入高        | 16,168,264千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 311,564千円    |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の数 59,223株

## 6. 税効果に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金 | 2,744,842千円 |
| 賞与引当金     | 395,083千円   |
| 未払事業税     | 34,781千円    |
| 減損損失      | 153,138千円   |
| 役員退職慰労引当金 | 37,881千円    |
| 退職給付引当金   | 2,369,125千円 |

|              |               |
|--------------|---------------|
| 投資損失引当金      | 919,717千円     |
| その他の         | 255,147千円     |
| 繰延税金資産小計     | 6,909,717千円   |
| 評価性引当額       | △ 5,099,712千円 |
| 繰延税金資産合計     | 1,810,004千円   |
| 繰延税金負債       |               |
| その他有価証券評価差額金 | △ 203,141千円   |
| 繰延税金負債合計     | △ 203,141千円   |
| 繰延税金資産の純額    | 1,606,863千円   |

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却費相当額及び期末残高相当額

|        | 取得価額相当額     | 減価償却累計額相当額  | 減損累計額相当額 | 期末残高相当額   |
|--------|-------------|-------------|----------|-----------|
| 工具器具備品 | 969,778千円   | 754,194千円   | 44,454千円 | 171,130千円 |
| その他    | 564,734千円   | 387,495千円   | —        | 177,239千円 |
| 合計     | 1,534,513千円 | 1,141,690千円 | 44,454千円 | 348,369千円 |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。

### (2) 未経過リース料期末残高相当額

|      |           |
|------|-----------|
| 1年以内 | 206,523千円 |
| 1年超  | 197,631千円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。

### (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|               |           |
|---------------|-----------|
| 支払リース料        | 377,560千円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | 46,181千円  |
| 減価償却費相当額      | 314,864千円 |
| 支払利息相当額       | 29,959千円  |

### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 属性  | 会社等の名称          | 住所                       | 資本金又は出資金        | 事業の内容又は職業                    | 議決権等の被所有割合 |
|-----|-----------------|--------------------------|-----------------|------------------------------|------------|
| 子会社 | カワイ精密金属(株)      | 静岡県浜松市                   | 千円<br>200,000   | 精密異形圧延技術による各種金属の加工販売及び治工具の製造 | 直接<br>100% |
| 子会社 | (株)カワイ友の会       | 静岡県浜松市                   | 千円<br>100,000   | 会員の前払式特定取引及びサービスの提供          | 直接<br>100% |
| 子会社 | カワイアメリカコーポレーション | アメリカ合衆国カリフォルニア州ランチョドミンゲス | 千US\$<br>25,000 | 米国における楽器の卸販売                 | 直接<br>100% |
| 子会社 | カワイヨーロッパ GmbH   | ドイツ連邦共和国クレフェルト市          | 千Eur<br>7,358   | ヨーロッパにおける楽器の販売総代理店           | 直接<br>100% |
| 子会社 | PT.カワイインドネシア    | インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県      | 千US\$<br>6,800  | 楽器、楽器部品の製造及び楽器部品の調達          | 直接<br>100% |

| 会社等の名称          | 関係内容                                                 |                   | 取引の内容      | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----------------|------------------------------------------------------|-------------------|------------|--------------|-------|--------------|
|                 | 役員の兼任等                                               | 事業上の関係            |            |              |       |              |
| カワイ精密金属(株)      | 兼任<br>3<br>3<br>1<br>出<br>向<br>籍<br>転<br>籍           | 精密異形圧延技術の各種加工及び購入 | 原材料の<br>販売 | 1,328,698    | 未収金   | 724,691      |
|                 |                                                      |                   | 製品の仕入      | 8,157,645    | 買掛金   | 907,530      |
| (株)カワイ友の会       | 兼任<br>1<br>当<br>社<br>従<br>業<br>員<br>3                | 製品の販売             | 借入金利息      | 7,783        | 短期借入金 | 409,000      |
| カワイアメリカコーポレーション | 兼任<br>1<br>2<br>出<br>向                               | 当社の製品販売代理店        | 製品の販売      | 4,168,287    | 売掛金   | 1,447,786    |
|                 |                                                      |                   | 貸付金利息      | 33,843       | 短期貸付金 | 180,000      |
|                 |                                                      |                   |            |              | 長期貸付金 | 468,451      |
|                 |                                                      |                   |            |              | 保証債務  | 472,200      |
| カワイヨーロッパ GmbH   | 兼任<br>1<br>2<br>出<br>向                               | 当社の製品販売代理店        | 製品の販売      | 2,064,515    | 売掛金   | 499,206      |
| PT.カワイインドネシア    | 兼任<br>2<br>当<br>社<br>従<br>業<br>員<br>3<br>出<br>向<br>1 | 楽器及び楽器部品の購入       | 原材料の<br>販売 | 6,138,031    | 未収金   | 543,375      |
|                 |                                                      |                   | 貸付金利息      | 19,817       | 短期貸付金 | 162,915      |
|                 |                                                      |                   |            |              | 長期貸付金 | 647,858      |

(注)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

133円51銭

1 株当たり当期純利益

32円62銭

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月22日

株式会社 河合楽器製作所  
取締役会 御 中

明 治 監 査 法 人

|                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 代 表 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 伊 藤 昴 弘 ㊞   |
| 代 表 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 鈴 木 康 二 ㊞   |
| 業 務 執 行 社 員            | 公 認 会 計 士 来 田 弘 一 郎 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書（謄本）

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月25日

株式会社 河合楽器製作所 監査役会  
常勤監査役 志 賀 勝 ㊟  
常勤監査役 立 花 正 尚 ㊟  
社外監査役 田 畑 知 久 ㊟  
社外監査役 都 築 知 也 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金配当を行うことを基本方針としております。

株主の皆様には長らくご迷惑をおかけいたしました。今般6期ぶりに復配することとし、当期の期末配当金につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は427,766,785円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 平成16年7月に発行いたしました当社第1種優先株式を昨年9月28日をもって全株取得し消却いたしましたので、現行定款第6条および第9条を一部修正し、「第2章の2」全条項を削除するものであります。

(2) 新株予約権の行使により発行済株式総数が増加したことに伴い、将来の新株発行等に備えるため、現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億8千8百万株</u>とし、このうち<u>2億8千2百万株</u>は普通株式、<u>6百万株</u>は優先株式とする。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)<br/>第9条 当社の単元株式数は、<u>普通株式、優先株式</u>ともに、<u>1,000株</u>とする。<br/>② (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>第12条の2～第12条の11<br/>(条文省略)</p> | <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3億4千2百万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)<br/>第9条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。<br/>② (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

現任取締役全員8名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当<br>および他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数   |
|-------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | 河 合 弘 隆<br>(昭和22年6月27日生) | 昭和51年 1月 当社入社<br>昭和54年 8月 当社取締役<br>昭和58年 8月 当社常務取締役<br>昭和60年 8月 当社代表取締役専務<br>昭和62年 6月 当社代表取締役副社長<br>平成元年 10月 当社代表取締役社長 (現任)<br>(他の法人等の代表状況)<br>財団法人サウンド技術振興財団 理事長                                               | 株<br>351,000 |
| 2     | 笠 原 裕<br>(昭和22年7月1日生)    | 昭和46年 5月 当社入社<br>昭和62年 9月 カワイヨーロッパ GmbH 支配人<br>平成14年 6月 当社音楽教育事業部長<br>平成14年 12月 当社総合企画部長<br>平成16年 4月 当社経営企画部長 (現任)<br>平成16年 6月 当社取締役 (現任)<br>平成17年 6月 当社常務執行役員<br>平成17年 11月 当社専務執行役員<br>平成18年 6月 当社副社長執行役員 (現任) | 株<br>30,000  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当<br>および他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数  |
|-------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | 石田 敏 雄<br>(昭和21年5月6日生)    | 昭和44年 4月 当社入社<br>平成14年 5月 当社ピアノ事業本部長<br>平成15年 6月 当社執行役員<br>平成15年12月 当社生産本部副部长<br>平成16年 4月 当社楽器事業本部生産統括部長<br>平成17年 6月 当社取締役(現任)<br>当社上席執行役員<br>当社総務人事部長(現任)<br>平成17年11月 当社常務執行役員<br>平成18年 6月 当社専務執行役員(現任)                                                       | 株<br>48,000 |
| 4     | 嶋岡 伸 治<br>(昭和23年10月5日生)   | 昭和46年 4月 当社入社<br>平成14年12月 当社経理部次長<br>平成15年 6月 当社財務部長<br>平成16年 6月 当社取締役(現任)<br>平成17年 6月 当社常務執行役員(現任)<br>平成18年12月 当社情報システム部長(現任)                                                                                                                                 | 株<br>11,000 |
| 5     | 河崎 哲 男<br>(昭和22年4月16日生)   | 昭和45年 4月 当社入社<br>平成13年 6月 カワイ精密金属株式会社代表取締役社長(現任)<br>平成14年 1月 当社金属事業部長<br>平成15年 6月 当社執行役員<br>平成16年 4月 当社推進事業本部長<br>平成17年 6月 当社取締役(現任)<br>当社上席執行役員<br>平成18年 6月 当社生産統括部長(現任)<br>当社常務執行役員(現任)<br><br>(他の法人等の代表状況)<br>カワイ精密金属株式会社 代表取締役社長<br>P.T. カワイインドネシア 代表取締役社長 | 株<br>10,000 |
| 6     | 中山 誠 一郎<br>(昭和18年12月24日生) | 昭和41年 4月 当社入社<br>平成11年 5月 当社音楽教育事業部長<br>平成13年 2月 当社関西支社次長<br>平成14年 2月 当社九州支社長<br>平成17年 2月 当社楽器事業本部国内営業統括部長<br>平成17年 6月 当社上席執行役員(現任)<br>平成18年 6月 当社国内営業統括部長(現任)<br>当社取締役(現任)                                                                                    | 株<br>9,000  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当<br>および他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7     | 小倉 克夫<br>(昭和23年11月1日生) | 昭和47年 4月 当社入社<br>平成13年 2月 カワイヨーロッパGmbH支配人<br>平成16年 6月 当社楽器事業本部海外統括部長<br>平成17年 6月 当社上席執行役員 (現任)<br>平成18年 6月 当社海外統括部長 (現任)<br>当社取締役 (現任)<br>(他の法人等の代表状況)<br>カワイアメリカコーポレーション 代表取締役社長<br>カワイヨーロッパGmbH 代表取締役社長<br>河合貿易 (上海) 有限公司 董事長 | 株<br>4,000 |

(注) 取締役候補者 河合弘隆氏は財団法人サウンド技術振興財団の理事長を兼ね、当社は同財団と建物の賃貸借等の取引関係があります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役4名のうち2名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当<br>および他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数  |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 田畑 知久<br>(昭和31年8月28日生) | 昭和63年10月 司法試験合格<br>平成3年3月 司法研修所卒業<br>平成3年4月 田畑知久法律事務所開設<br>平成15年6月 当社監査役 (現任)<br>(他の法人等の代表状況)<br>田畑知久法律事務所 代表                                                                                                                                        | 株<br>4,000  |
| *2    | 安部 敏弘<br>(昭和18年12月2日生) | 昭和43年 5月 当社入社<br>平成8年 5月 当社海外事業本部海外営業部次長<br>平成11年 6月 当社取締役<br>平成11年 6月 当社営業本部副本部長<br>平成14年 4月 当社取締役辞任<br>当社執行役員<br>当社電子楽器事業本部長<br>平成16年 4月 当社楽器事業本部副本部長<br>平成17年 6月 当社上席執行役員 (現任)<br>当社楽器事業本部副本部長<br>兼生産統括部長<br>平成18年 6月 当社事業企画部長 (現任)<br>当社取締役 (現任) | 株<br>26,000 |

- (注) 1. \*は新任候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田畑知久氏は社外監査役候補者であります。
4. 田畑知久氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高い知見を有され、当社社外監査役としてその職責を十分果たされておられ、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
- また、就任されてからの年数は、本総会終結の時をもって4年間であります。

**第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件**

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます安部敏弘氏および監査役を退任されます志賀 勝氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の「役員退職慰労金内規」に従い退職慰労金を贈呈いたしますと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、支払方法につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                   |
|---------|-----------------------|
| 安 部 敏 弘 | 平成18年 6月 当社取締役 (現任)   |
| 志 賀 勝   | 平成15年 6月 当社常勤監査役 (現任) |

また、当社は、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを平成19年5月9日開催の取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第3号議案および第4号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として重任されます取締役7名および監査役1名、ならびに在任中の監査役2名に対し、それぞれ就任時から本総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲で打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、支給の時期、支払方法につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任いただきたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる予定の取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名       | 略 歴                                                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河 合 弘 隆   | 昭和54年 8月 当社取締役<br>昭和58年 8月 当社常務取締役<br>昭和60年 8月 当社代表取締役専務<br>昭和62年 6月 当社代表取締役副社長<br>平成元年 10月 当社代表取締役社長（現任） |
| 笠 原 裕     | 平成16年 6月 当社取締役（現任）<br>平成17年 6月 当社常務執行役員<br>平成17年 11月 当社専務執行役員<br>平成18年 6月 当社副社長執行役員（現任）                   |
| 石 田 敏 雄   | 平成17年 6月 当社取締役（現任）<br>平成17年 11月 当社常務執行役員<br>平成18年 6月 当社専務執行役員（現任）                                         |
| 嶋 岡 伸 治   | 平成16年 6月 当社取締役（現任）<br>平成17年 6月 当社常務執行役員（現任）                                                               |
| 河 崎 哲 男   | 平成17年 6月 当社取締役（現任）<br>平成18年 6月 当社常務執行役員（現任）                                                               |
| 中 山 誠 一 郎 | 平成18年 6月 当社取締役（現任）                                                                                        |
| 小 倉 克 夫   | 平成18年 6月 当社取締役（現任）                                                                                        |
| 立 花 正 尚   | 平成17年 6月 当社常勤監査役（現任）                                                                                      |
| 田 畑 知 久   | 平成15年 6月 当社監査役（現任）                                                                                        |
| 都 築 知 也   | 平成16年 6月 当社監査役（現任）                                                                                        |

#### 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）導入の件

当社は、平成19年5月9日開催の取締役会において、本総会におけるご承認を効力発生条件として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます。）を、下記2の内容にて導入することを決定いたしました。

つきましては、株主の皆様にご本プランを導入することについてのご承認をお願いいたしますと存じます。

なお、本プランの有効期間については、下記4 (c) に記載しております。  
記

## 1. 本プラン導入の目的

### (1) 当社における企業価値および株主共同の利益の確保および向上のための取り組み

#### ①経営の理念

当社は、「創造性豊かな好感度企業をめざして」

- (i) 快適で豊かな生活環境を創造すること
- (ii) お客様の満足を第一に商品・サービスを提供すること
- (iii) 新しい時代に向かって企業活動を推進すること
- (iv) 社員を大切に、明るい企業をめざすこと

を「経営の理念」に掲げ、社会が真に求める新しい価値を創造し続け、かつタイムリーにお客様に提供していくことで、当社における企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることに努めております。

#### ②当社における企業価値および株主共同の利益の源泉

当社は楽器製造販売業として、創業者の夢であった「世界一のピアノづくり」を目指して、その専門知識、経験、ノウハウの蓄積に努め、本年創立80周年を迎えました。ピアノづくりは100年事業との認識のもとに、この夢の実現に向け、さらなる品質の向上および技術革新に努めております。

また当社は、伝統に裏づけされた楽器製造販売事業より派生した周辺事業、具体的には全国に約5,000箇所直営教室を展開する音楽教室事業、子供対象の体育教室および近年注目を浴びております成人・高齢者向けの健康教室等を展開する体育事業、楽器の発音体の製法研究から生まれた高精度な圧延技術による金属事業、ピアノ塗装から生まれた本塗塗装技術による塗装事業等の成長にも支えられ現在に至っており、これらの事業が相互に機能することにより当社ブランドイメージを向上させ、企業価値を生み出しております。

特に国内における楽器販売および音楽教育事業におきましては、お客様に音楽教室でピアノを学んでいただき、さらに製品を購入していただき、調律等アフターサービスをさせていただくといった、直販制度を取り入れた当社ならではのビジネスモデルを構築しており、ピアノという息の長い商品を通じた、お客様との継続的な信頼関係をもとに事業活動を進めております。

さらに当社では、昭和38年以来今日までカワイ音楽振興会により、数多くの有名音楽家の招聘を実現し、日本の音楽文化の発展に寄与するとともに、延べ2,000回を超えるカワイコンサートの開催に

よって、地方においても良質な演奏を聞くことのできる機会を創出してまいりました。このような音楽普及活動は、メーカーとして単に楽器を提供するのみでなく、様々なジャンルの音楽家・演奏家との不断の良好な関係を維持することで、当社を取り巻く様々なステークホルダーの皆様のご理解・ご共感をいただけたことにより成り立っているものと理解しております。

こうした当社グループのハード、ソフト両面からの事業活動の推進が、当社における企業価値および株主共同の利益の源泉であると考えております。

### ③第2次中期経営計画

当社は、平成22年3月までの3カ年を対象期間とする「第2次中期経営計画」を、本年4月1日よりスタートさせました。この「第2次中期経営計画」においては、「経営構造の革新」「持続可能な成長」「恒常的な利益確保」を基本方針に掲げ、最終年度には、連結売上高740億円、連結営業利益40億円、自己資本比率40%を目指してまいります。

本年3月に終了した「新中期経営計画」では、それに先立つ「経営改善計画」に引き続き企業体質の改善を中心的な課題として、その対応にあたりました。結果としては、目標をほぼ達成し、平成19年3月期での復配を予定するに至りました。

「第2次中期経営計画」では、各事業における成長市場、成長分野に集中的に経営資源を投入してまいります。

楽器製造販売事業においては、生産面では「新中期経営計画」において実施した設備投資効果の極大化を目指し国内工場および海外工場のコストダウンを進め、グローバルな生産体制の拡大を図ってまいります。また、販売面では国内営業設備のリニューアル、二極化する顧客需要への対応等、顧客ニーズを的確にとらえた戦略を構築するとともに海外市場への拡大を進めてまいります。

音楽教室・体育教室等の教育事業においては、生徒数増加を目指し、顧客ニーズに合せた教室展開を進めてまいります。

金属事業・塗装事業等の素材加工事業においては、増大する需要に対応するため、生産能力の増強、品質の安定化に向けた積極投資を行ってまいります。

これらの着実な実行が、当社における企業価値の拡大、株主共同の利益の向上に資するものと考えます。

### ④企業価値・株主共同の利益の向上のための不可欠な仕組みについて

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上のための不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレートガバナンスの強化を重要な課題に掲げ、これに取り組んできております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行

役員制度を採用し、業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年としております。

また、現在、独立性の高い社外監査役を選任し取締役の業務執行の監査に当たらせており、引き続き、独立性の高い社外監査役を取締役の業務執行の監査にあたらせることを予定しております。

今後も引き続きコーポレートガバナンス強化の諸施策を推し進めると同時に機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努め、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

## (2) 本プラン導入の必要性

当社は、前述のようなグループとしての企業活動を推し進め、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上を目指す所存です。そのためには、創業以来蓄積された専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等当社ステークホルダーとの間に築かれた信頼関係を維持することが不可欠であると考えております。

また、当社事業の主軸は音楽並びに教育といった分野であり、これらは単にハードやソフトを提供するというにとどまらず、文化に深く関わる事業であります。さらに、社会貢献としての不断の音楽普及活動も重要な事業要素と考えております。特に幼児教育の分野は、将来ある幼児の心身両面の健康に少なからず影響を及ぼすものと考えております。従って、このような特殊な事業の運営には、経済的な側面からのみでなく、文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えます。

他方、わが国の資本市場においては、会社支配権の取得を意図して会社経営陣の事前の了承を得ることなく大量に株券等を買付けようとする事例が増加しつつあります。

当社としては、たとえこのような大量に株券等を買付けようとする行為（以下、「株券等の大量買付け」といいます。）であっても、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上に資するものであれば、これを否定するつもりはなく、株券等の大量買付けに応じるか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものであると考えております。

もっとも、株主の皆様が株券等の大量買付けに応じるか否かの判断をするに際しては、株券等の大量買付けが当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーに与える影響を適切に把握していただく必要があると同時に、当社事業の文化的側面も十分考慮していただく必要があるものと考えております。そのた

めには、大量に株券等を買付けようとする者から当該買付けを実際に行うに先立って、株主の皆様が当該買付けについての情報が提供された上で、大量買付けに応じるか否かを検討する十分な時間が確保されることが望ましいと考えております。また、株主の皆様が適切な判断を行っていただくためには、取締役会も、当社グループの企業価値を構成する様々な事項について株主の皆様が情報を提供するとともに、株券等の大量買付けを評価し、これに対する意見を述べる必要があると考えております。

取締役会は、このような考え方に立ち、当社に対する株券等の大量買付けが行われた際に、株券等の大量買付けを受け入れるか否かを株主の皆様が判断するために、取締役会が必要な情報を提供し、場合によっては代替案を提示するために必要となる情報や時間を確保し、また、取締役会が株券等の大量買付けを行う者と交渉を行う時間を確保すること等を可能とすることを目的として、本プランを導入することが必要不可欠であると判断いたしました。そこで、取締役会は、株券等の大量買付けのなかでも特に大規模買付行為について、そのルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

なお、平成19年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりです。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールの概要は、大規模買付者が事前に取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会が開示された情報に基づいて当該大規模買付行為の評価・検討を行う期間を設け、かかる期間の経過した後に大規模買付行為が開始されるとするものです。

具体的には、以下の手順によります。

### (1) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って取締役会に対し、株主の皆様による判断および取締役会による評価・検討のための必要かつ十分な情報を日本語で提供していただきます。

もっとも、提供していただく情報の範囲および内容は、大規模買付行為の態様や内容いかんにより異なります。

そこで、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まず、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言が記載された書面（以下、「買付説明書」といいます。）を日本語にて作成し、取締役会に対して、これをご提出いただくこととします。

買付説明書には、(i)大規模買付者の氏名（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその名称）、(ii)住所（大規模買付者が法人

または組合等の団体である場合はその本店または主たる事務所等の所在地)、(iii)法人または組合等の団体である場合はその設立準拠法、(iv)法人または組合等の団体である場合はその代表者の氏名、(v)日本国内における連絡先、(vi)企図する大規模買付行為の概要、(vii)大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の数、ならびに、(viii)大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

取締役会は、大規模買付者から買付説明書を受領した場合、大規模買付者から買付説明書を受領した事実およびその内容を、直ちに、独立委員会に対して提供するとともに、買付説明書を受領した事実を、直ちに公表し、その内容の概要について適当と認められる方法により、速やかに公表いたします。なお、独立委員会は、取締役会から提供を受けた買付説明書の内容について、取締役会から公表された概要に加え、さらに具体的な内容を株主の皆様判断のために公表することが必要であると判断した場合、適切と判断した時点で、その全部または一部を、取締役会を通じて公表いたします。

取締役会は、買付説明書の提出を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に、大規模買付者から提出していただくべき情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付いたします。大規模買付者は、リストにて求められた大規模買付情報を日本語にて記載した書面を別途作成し、合理的な期間内に、取締役会に提出しなければならないこととします。

大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりとなります。

- (a) 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、関連する取引の仕組み、買付後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。）
- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付けにかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額および算定根拠等を含みます。）および買付資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、当該資金の調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策など当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上に関する方

## 針・計画

- (e) 当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する処遇方針の変更の有無および変更する場合にはその内容
- (f) その他取締役会および独立委員会が合理的に必要と判断する情報

取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、大規模買付情報を受領した事実およびその内容を、直ちに、独立委員会に対して提供いたします。独立委員会は、提供を受けた大規模買付情報につき、株主の皆様との判断のために公表が必要であると判断した場合、適切と判断した時点で、その全部または一部を、取締役会を通じて公表いたします。

独立委員会は、取締役会から提供を受けた情報の内容を検討した結果、大規模買付情報として不十分であると判断した場合、大規模買付者に対し、取締役会を通じて、適宜期限を定めて追加的な情報の提供を求めることができます。かかる場合、大規模買付者は、当該期限までに求められた情報を記載した書面を日本語にて作成し、取締役会に対して提出しなければならないものとします。

なお、独立委員会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、直ちに、その旨を、取締役会を通じて、大規模買付者に通知するとともに(以下、「情報提供完了通知」といいます。)、適当と認められる方法により、公表いたします。大規模買付情報の提供が完了したか否かの判断に際し、独立委員会は、適宜必要に応じて、取締役会から独立した第三者的立場にある弁護士、公認会計士および投資銀行等の外部専門家等（以下、「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

## (2) 取締役会による評価・検討

取締役会は、大規模買付者が取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した場合、取締役会において大規模買付行為および大規模買付情報を評価・検討し、大規模買付者と交渉し、また、取締役会としての意見形成および代替案立案のために、大規模買付行為の態様および内容に応じた相当な期間が確保され、かかる期間の経過後に始めて大規模買付行為が開始されるべきものと考えております。

そこで、(a)対価を現金（円貨）のみとする公開買付けにより当社株券等のすべての公開買付けを行う場合には、情報提供完了通知を行った日から起算して60日間を、(b)その他の大規模買付行為の場合には情報提供完了通知を行った日から起算して90日間を、取締役会による評価・検討、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

ただし、取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上のために、大規模買付情報に基づいて大規模買付行為を評価・検討し、大規模買付者と交渉し、また、取締役会としての意見形成および代替案立案のために必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものといたします。取締役会は取締役会評価期間を延長する場合には、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他必要かつ適切と認める事項について、当該延長を決議した後、遅滞なく開示するものとします。

取締役会は、取締役会評価期間において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上の観点から、大規模買付行為の評価および検討、取締役会としての意見形成を行い、場合によっては代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものといたします。その際、取締役会は、適宜必要に応じて、取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家等の助言を得ることといたします。

また、取締役会は、取締役会評価期間が終了した場合、直ちに、大規模買付者に対して通知するとともに、適当と認められる方法によりその旨を公表いたします。

### (3) 独立委員会への諮問

取締役会は、大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されたか否か、また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても大規模買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かについて最終的な判断を行います。

その際、当社は、取締役会により恣意的な判断が行われる可能性を排除するため、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、取締役会が大規模買付ルールに関する各種判断をするための諮問機関とすることとしております。

かかる独立委員会は3名の委員から構成されるものとし、独立委員は、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役としての経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

独立委員会の当初の委員は、別紙2をご参照下さい。

## 3. 取締役会による対抗措置

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに違反した場合、取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置を行い、大規模買付行為に対抗する場合があります

(以下、「対抗措置」といいます。)

対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙3に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間および取得条項などを設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対する場合であっても、反対意見を表明したり、あるいは、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得することに努めるに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の提案を受け入れるか否かは、株主の皆様において、大規模買付情報およびそれに対する取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者または大規模買付行為が、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと判断し、対抗措置をとることといたします。

- (a) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社の株券等を当社または当社グループに引き取らせる目的で行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループの経営上重要な有形・無形の資産、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で行っていると判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行っていると判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループの不動産、有価証券等の高価資産等を売却等により処分させ、処分利益で一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価急騰の機会を狙って株式を高値で売り抜ける目的で行っていると判断される場合
- (e) 最初の買付で、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定することを宣言して行う公開買付け（いわゆる強圧的二段階買付け）等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けが当然にこれに該

当するわけではない。)

### (3) 対抗措置をとるにあたっての手續

取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手續を経ることとします。

まず、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。独立委員会は、この諮問に基づき、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとしますが、この際、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

さらに、取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、(a)大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、取締役会は、発動した対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に具体的事情を提供したうえで諮問することとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、対抗措置を維持することの是非について検討し、取締役会に対して勧告を行います。取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置を維持するか否かを検討することとしますが、かかる判断に際しても、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない最終的に判断するに至った場合には、発動した対抗措置を中止または撤回するものとします。

## 4. 本プランの合理性および公正性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足するものであり、合理性および公正性が認められるものと考えております。

### (a) 企業価値および株主共同の利益の確保および向上

本プランは、上記1(2)で述べたとおり、大規模買付者に対して

事前に大規模買付情報の提供、および大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであり、究極的には当社の企業価値および株主共同の利益の確保および向上を目的として導入するものです。

(b) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者の予見可能性を高め、その適切な判断に資するべく、平成19年5月9日付けの当社プレスリリースを通じて、本プランを予め開示しております。

(c) 株主意思の尊重

本プランは、その効力発生について、本総会における株主の皆様のご承認を条件とするものです。

また、当社は、本プランが本総会により承認された場合、3年ごとに、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の承認議案として上程することにより、株主の皆様に対し、本プランの継続の是非をお諮りしてまいります。

さらに、当社は、取締役の任期を1年としておりますところ、本総会において本プランが承認された場合、平成20年以降、毎年、定時株主総会における当社取締役の選任議案には各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会后最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することといたします。これにより、取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続または廃止について、毎年、株主の皆様のご意思の反映を図ります。

(d) 独立委員会の設置および外部専門家等の意見の取得

当社は、独立委員会を設置し、大規模買付者に対する対抗措置発動にあたっては、その勧告を最大限尊重して、取締役会が最終的な判断を行うものとしていたします。また、取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。

これらにより、取締役会の恣意的判断を防ぎ、その判断の客観性および合理性の担保が図られます。

(e) デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止又は不発動とすることができない買収防衛策（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用しておらず、本プランは取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことにより、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（いわゆるスローハンド型）でもありません。

## 5. 株主および投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時には、新株予約権無償割当ては行いません。したがって、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的利益の点において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に、その法的権利または経済的利益の点において損失が発生する可能性があります。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当ての決議を行うことがあります。新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が権利行使を行わなかった場合には、他の株主の皆様の権利行使の結果、当社株式1株あたりの議決権比率および経済的価値について、希釈化が生じることになります。しかしながら、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当てを中止し、または新株予約権無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあり、これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じません。したがって、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、名義書換未了の株主の皆様は、取締役会が別途決定し公告する割当の基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。さらに、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあります。この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、新株予約権を行使するための払込み等の手続を行うことなく（もっとも、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証明する旨の書面の提出等を求め

ることがあります。) 、当社より、当社の当該新株予約権の取得の対価としての当社普通株式を受け取ることとなります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令および証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

## 6. その他

本プランの内容は、平成19年5月9日開催の取締役会において全取締役の賛成により決定されたものであり、当該取締役会には、社外監査役2名を含む監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、取締役会においては、今後の司法判断の動向、証券取引所その他の公的機関の対応、会社法、証券取引法または各証券取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本プランの見直し、または本プランに代わる別途の方針の導入も含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合および株券等所有割合の算出にあたっては、総

議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以上

(別紙1)

## 大株主の状況

平成19年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです（千株未満は切捨て）。

| 氏名又は名称                                       | 所有株式数(千株) | 発行済株式総数に対する<br>所有株式数の割合(%) |
|----------------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 株式会社河合社団                                     | 4,778     | 5.58                       |
| 日本マスタートラスト信託<br>銀行株式会社（信託口）                  | 2,895     | 3.38                       |
| 東京海上日動火災保険株式会社                               | 2,750     | 3.21                       |
| 日本証券金融株式会社                                   | 2,715     | 3.17                       |
| 明治安田生命保険相互会社                                 | 2,700     | 3.15                       |
| 共栄火災海上保険株式会社                                 | 2,250     | 2.62                       |
| 株式会社静岡銀行                                     | 2,040     | 2.38                       |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム<br>クライアント アカ운ツ イーアイエスジー | 1,922     | 2.24                       |
| 日本生命保険相互会社                                   | 1,873     | 2.18                       |
| 河合楽器取引先持株会                                   | 1,798     | 2.10                       |
| 計                                            | 25,721    | 30.04                      |

(別紙2)

## 独立委員会の委員の略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。  
(記載は氏名の50音順としています)

|              |          |                           |
|--------------|----------|---------------------------|
| 河野博文         | 昭和44年7月  | 通商産業省入省                   |
| 昭和21年1月1日生   | 平成10年6月  | 通商産業省基礎産業局長               |
|              | 平成11年9月  | 通商産業省資源エネルギー庁長官           |
|              | 平成15年6月  | ソニー株式会社取締役(現任)            |
|              | 平成16年8月  | JFEスチール株式会社専務執行役員<br>(現任) |
| 田畑知久         | 昭和63年10月 | 司法試験合格                    |
| 昭和31年8月28日生  | 平成3年3月   | 司法研修所卒業                   |
|              | 平成3年4月   | 弁護士登録                     |
|              | 平成3年4月   | 田畑知久法律事務所開設               |
|              | 平成15年6月  | 当社監査役就任(現任)               |
| 都築知也         | 昭和35年3月  | 国税庁税務講習所名古屋支所卒業           |
| 昭和14年12月25日生 | 平成7年7月   | 熱海税務署長                    |
|              | 平成8年7月   | 名古屋国税局査察部次長               |
|              | 平成9年7月   | 浜松西税務署長                   |
|              | 平成10年9月  | 税理士開業                     |
|              | 平成16年6月  | 当社監査役就任(現任)               |

田畑知久氏および都築知也氏は、現時点において会社法第2条第16号に規定される社外監査役であり、両氏と当社間に特別の利害関係はありません。  
また、田畑知久氏については、本総会終結の時をもって監査役の任期が満了いたしますが、第4号議案に記載のとおり、本総会において改めて社外監査役候補者としてお諮りしており、その選任についてご承認頂くことを条件としております。

(別紙3)

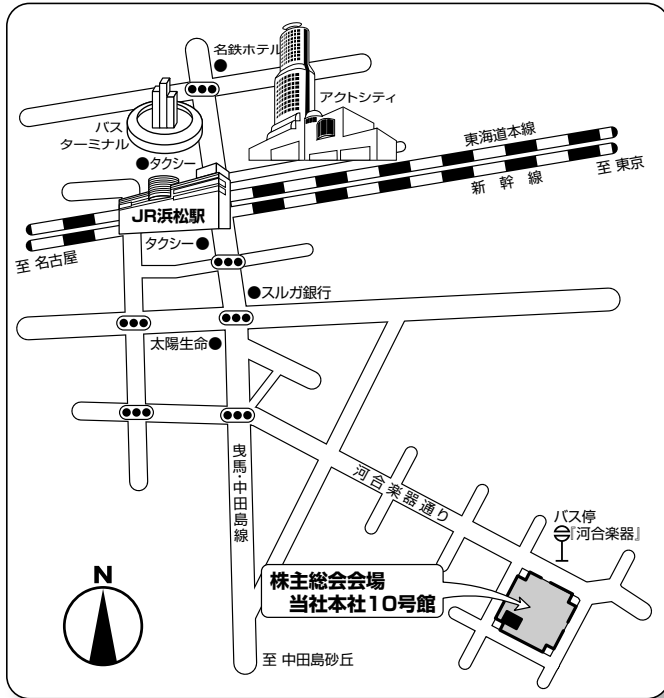
## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法  
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
基準日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件  
大規模買付者、その共同保有者およびその特別利害関係者、ならびに、当該大規模買付行為に際し大規模買付者が第三者との間に意思連絡関係を有する場合における当該第三者（当該第三者の共同保有者および特別関係者を含む。）は、新株予約権を行使できないものとし、その他行使条件は、取締役会において別途定めるものとする。
7. 取得条項  
当社は、取締役会が定める日（取得日）をもって、取得日の前日時点において未行使の新株予約権（ただし、取締役会により定められた行使条件、行使期間等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。
9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

以上



# 株主総会会場ご案内図



- 会 場 静岡県浜松市中区寺島町200番地  
当社本社10号館
- 交 通 JR浜松駅より 徒歩10分  
遠鉄バス 遠州浜行 河合楽器下車

平成 19 年 6 月 28 日

## 正 誤 表

株式会社河合楽器製作所  
代表取締役社長 河合弘隆

第 80 期定時株主総会招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類の一部に誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

### 記

(下線は修正部分です。)

#### 1. 15 頁 12 行目

| 誤                                              | 正                                              |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| (i) 当社は、平成 22 年 3 月までの <u>2</u> カ年を対象期間とする「第 2 | (i) 当社は、平成 22 年 3 月までの <u>3</u> カ年を対象期間とする「第 2 |

#### 2. 29 頁 貸借対照表の表中 純資産の部中の科目

| 誤                 | 正                 |
|-------------------|-------------------|
| 評価・換 <u>金</u> 差額等 | 評価・換 <u>算</u> 差額等 |

#### 3. 45 頁 第 5 号議案の議題中

| 誤                                                | 正                                                 |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |

#### 4. 46 頁 第 6 号議案の議題中

| 誤                                        | 正                                        |
|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 当社株式の大規模買付行為に <u>対する</u> 対応方針（買収防衛策）導入の件 | 当社株式の大規模買付行為に <u>関する</u> 対応方針（買収防衛策）導入の件 |

以上